

香川県教育センター教育ライブラリー利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県教育センター教育ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、図書資料とは、ライブラリーが管理する次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 紀要論文
- (2) 図書
- (3) 雑誌
- (4) 視聴覚資料

(利用者)

第3条 ライブラリーを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、原則として香川県内に在住または勤務する者とする。ただし、香川県教育センター所長（以下「所長」という。）が認めた場合はこの限りでない。

(利用時間)

第4条 利用時間は次のとおりとする。

曜日	月曜日から金曜日	土曜日
利用時間	9:00～17:00	9:00～16:00

(閉室日)

第5条 閉室日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 所長が別に定める日

(閲覧)

第6条 利用者は、ライブラリー内で図書資料を閲覧するものとする。

- 2 利用者は、閲覧を終えた図書資料を所定の場所に戻さなければならない。

(来所貸出)

第7条 ライブラリーに来所した利用者が、図書資料の貸出を受けようとする場合は、図書資料貸出簿（第1号様式）に所定事項を記入し、ライブラリー職員（以下「職員」という。）の許可を得なければならない。

(郵送貸出)

第8条 郵送により図書資料の貸出を受けようとする利用者は、図書資料郵送貸出申込書(第2号様式)に必要事項を記入し、所長へ提出するものとする。

- 2 郵送により図書資料を受領した利用者は、直ちに、図書資料受領書(第3号様式)を所長に送付しなければならない。
- 3 郵送に要する費用は、貸出を受けた利用者が負担するものとする。

(貸出数量及び貸出期間)

第9条 図書資料の貸出冊数及び貸出期間は、次の範囲とする。

	来所貸出	郵送貸出
貸出冊数	5冊	5冊
貸出期間	15日間	22日間(郵送に要する日数を含む)

(貸出禁止図書資料)

第10条 次に掲げる図書資料は、貸出をしないものとする。

- (1) 辞書、辞典等参考図書類
- (2) 年刊の紀要論文の当該年度のもの
- (3) 雑誌の最新号
- (4) 所長が特に指定した図書資料
- (5) 本年度分の教科書、新教科書見本

(返却)

第11条 利用者は、貸出を受けた図書資料を所定の期日までに返却しなければならない。

- 2 利用時間外においては、図書返却ボックスへの投函によって図書資料の返却ができるものとする。
- 3 貸出を受けた図書資料は、郵送によって返却できるものとする。ただし、郵送に要する費用は、利用者が負担するものとする。

(弁償)

第12条 利用者が、利用中の図書資料を亡失、損傷、汚損したときは、原則として現物をもって弁償するものとする。ただし、現物での弁償が困難な場合は、所長の指定する同等品をもって弁償するものとする。

(規律)

第13条 利用者は、ライブラリー内において、この規程及び職員の指示を順守しなければならない。

- 2 前項に違反した利用者に対して、所長及び職員はライブラリーの利用を停止または禁止することができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、ライブラリーの利用について必要な事項は、所長が定める。

(附則)

この規程は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 16 日から施行する。